

資料 1

東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」に対する都民意見（概要）

1 意見募集期間及び意見数

平成 16 年 2 月 24 日(火)～4 月 9 日(金)

意見提出人数 71 人 延意見数 345 件

意見提出者内訳 企業・業界団体 45（うち、地域冷暖房事業者 23、エネルギー事業者 8）、
NPO・市民団体 12、一般 11、学術関係 2、自治体 1

2 意見概要とその対応

意見概要	対応
(1) 「中間のまとめ」全般に関するもの (1 1 件)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「中間のまとめ」の考え方・方向性を評価するもの (7 件) ・家庭部門・運輸部門の取組を欠いては「実効性ある対策」にはならないとするもの (1 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支持のご意見として受けたまわる。 ・「第 4 今後の展開にむけて」で、すべての主体による総合的な取組の実施の方向性を示している。
(2) 「第 1 東京における新しい温暖化対策の必要性」に関するもの (1 6 件)	
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都における温暖化とヒートアイランドの現状と課題を広く情報発信し周知度を高める必要があるとするもの (1 件) ・地球温暖化とヒートアイランドは全く別の問題であり、“ 2 つの温暖化 ” と表記すると誤解を与えたとするもの (3 件) ・大規模事業者の削減目標の水準が低いレベルにとどまった主な要因に、「事業者が既に相当の努力を行っており削減余地が少なかったこと」を加えることを求めるもの (2 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、今後とも、温暖化対策の情報を広く発信していくことに努める。 ・エネルギー消費の抑制は、地球温暖化対策とヒートアイランド対策との両方に効果を有することから、東京においては、省エネルギー対策をとくに重点的に取り組み、省エネルギー型都市を構築していく必要がある。 ・ここでは、個々の事業者の事情についての記述ではなく、現行制度の問題点を指摘しているものである。

<p>(3)「第2 温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方」に関するもの(21件)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の積極的な取組についての「評価」と「公表」は実効性ある温暖化対策の推進に有効であるとするもの(2件) ・評価基準などの設定に当たっては、事業者に過大なコスト負担を課さぬよう配慮することを求めるもの(2件) ・事業者の取組を支援する財政、税制上の措置を求めるもの(2件) ・都の指導・助言について、重要だとするもの/一方的・強制的に行わないことを求めるもの(3件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支持のご意見として受けたまわる。 ・ガイドラインでは、事業者が適切かつ効果的な手法を選択できるよう、様々な削減対策の手法を示すとともに、コストの回収期間や導入効果などをわかりやすく事例的に示す。 ・インセンティブについては、積極的な取組を進めた事業者が社会的に評価されることで、より高い水準を目指すしくみとすることが有効である。 ・都の指導等は、実態調査結果や対策指針に基づき、事業者がより高い総量削減目標を設定するように行う。
<p>(4)「第3-1 大規模事業者におけるCO₂削減の推進」に関するもの(92件)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲をCO₂排出量により決定することに賛成するもの/電気と燃料の消費量の和で決定すべきとするもの(8件) ・「産業部門」や「工場」を制度の対象から外すことを求めるもの(2件) ・削減を義務化すべきとするもの(3件) ・取組結果について、事業者の自己評価に任せずに、客観的基準に基づき、都が評価・公表を行うべきとするもの(1件) ・評価基準について、事業活動の変動、これまでの取組成果等個別事情を考慮することを求めるもの/個別事情は考慮すべきでないとするもの(16件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲は、一定量以上のCO₂を排出する事業所とする。 ・CO₂排出量の大きさに応じた応分の取組を求めることが基本である。また、都の調査では、工場・事業所においてまだ取組の遅れている事業者が存在し、省エネ対策を進める余地がある。 ・事業者の積極的な主体性を引き出し、取組を進めた事業者が社会的に評価されることで、より高い水準を目指すしくみとすることが、全体の水準を引き上げ、実効性のある温暖化対策において有効である。 ・評価については、都が定める評価基準に基づき、事業者及び都が評価・公表するものである。 ・評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法を検討する。

<ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたって、事業者・専門家の意見を尊重することを求めるもの（8件） ・計画策定時にも、都が、個々の事業者の取組を公表することを求めるもの（1件） ・対象規模以下の事業者への制度拡大・取組促進を求めるもの / 具体的促進策を提言するもの（14件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準などの設定にあたっては、専門家の意見を踏まえて作成する。 ・ご意見のとおり、都が、計画策定時にも個々の事業者の取組を一覧にして公表する。 ・対象規模以下の事業者については、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供や、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援を行っていく。
<p>(5)「第3 - 2 新築建築物等の環境配慮設計の推進」に関するもの（34件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・新築建築物等の環境配慮設計の推進に賛成するもの（3件） ・ヒートアイランド対策の効果（因果関係）について十分に検証する必要があるとするもの（2件） ・対象規模を、より小規模の建築物に広げることを求めるもの（7件） ・マンションの省エネ水準が、購入予定者に確実に伝わるようにすべきとするもの（4件） ・マンションの環境性能の公表について、現行法との整合性を求めるもの / 現行法体系での整備を図るべきとするもの（2件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支持のご意見として受けたまわる。 ・調査を実施したうえで、評価基準に反映させる。 ・ご意見の趣旨を踏まえ、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである。」と修文(追加)する。 ・環境配慮の内容を購入予定者に対して表示・説明するしくみを導入する。 ・現行法との整合性を図りながら、マンションの環境性能の情報が得やすくなるよう、公表のしくみをより効果的なものとしていく。
<p>(6)「第3 - 3 消費者への省エネ情報等の確実な伝達」に関するもの（30件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・販売店が消費者に省エネ情報を説明することが有効なので、その積極的推進を求めるもの（1件） ・相対評価による表示を求めるもの（1件） ・国のラベリング制度との整合を求めるもの / 都の制度の方がわかりやすいとするもの（3件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、販売店が消費者に省エネ情報等を説明することを制度化する。 ・ご意見のとおり、相対評価による省エネ性能の表示を行う。 ・都のラベルは国の制度を基にしながらも、省エネ性能の水準や電気料金等が一目で分かるような、消費者にわかりやすい表示を目指すものである。

<ul style="list-style-type: none"> ・対象の電気製品以外への拡大に賛成するもの / 省エネ法対象外の製品や電気製品以外への拡大を求めるもの (7件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支持のご意見として受けたまわる。
<p>(7)「第4 今後の展開にむけて」に関するもの (17件)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体への情報発信を歓迎するもの (1件) ・都が自ら実施すべき CO₂削減の具体策を提言するもの (2件) ・今回の制度について、定期的な評価と見直しを求めるもの (1件) ・運輸部門対策を講じることを求めるもの / 具体的な運輸部門対策を提言するもの (6件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支持のご意見として受けたまわる。 ・都は、自ら温暖化阻止に向けた行動を実践する。具体策については、今後の参考とさせていただく。 ・適切な時期に、制度の CO₂総量削減への寄与を検証し、その結果を踏まえて、社会の変化に対応した必要な見直しを行っていく。 ・TDMなど運輸部門対策の具体化は重要と考えている。国に対しては、自動車の燃費基準の一層の強化を求めていく。 / 具体策については、今後の参考とさせていただく。
<p>(8) 地域冷暖房事業に関するもの (102件)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域冷暖房の有効性について、「中間のまとめ」における明確な位置づけを求めるもの (44件) ・評価基準において地域冷暖房を高く評価するとともに、削減対策ガイドラインに地域冷暖房の事例をあげることにより、その導入を支援・促進することを求めるもの (24件) ・建築物環境計画書の配慮事項に地域冷暖房を盛り込むことを求めるもの (7件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域冷暖房は省エネルギー対策の一つであり、現行条例で推進すべき施策として位置づけている。 ・地球温暖化対策計画書における評価基準や削減対策ガイドライン検討の際の参考とする。 ・現行の建築物環境計画書制度でも「地域冷暖房」は環境配慮項目となっている。
<p>(9) 温暖化対策に関するその他意見 (22件)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光利用に関する具体策を提言するもの (2件) ・緑化施策に関する具体策を提言するもの (3件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として参考にさせていただく。 ・ご意見として参考にさせていただく。